宮内省・宮内府・宮内庁の組織に関する基礎的研究一

図書寮・書陵部における官制・事務分掌の歴史的変遷

宮

間

純

はじめに

過程を俯瞰しようとするものである。の歴史的変遷について明治十七年(一八八四)の図書寮設置から現在に至るの歴史的変遷について明治十七年(一八八四)の図書寮設置から現在に至る本稿は、宮内省図書寮・宮内府図書寮・宮内庁書陵部の官制及び事務分掌

二年法律第七〇号)を主たる所掌事項としてきた宮内省・宮内府・宮内庁ので定める天皇の国事に関する行為に係る事務」(宮内庁法第一条、昭和二十第一条、大正十年皇室令第七号)を、戦後は「皇室関係の国家事務及び政令宮内公文書館が蔵する公文書は、戦前は「皇室一切ノ事務」(宮内省官制

活動に基づいて蓄積された資料群であり、明治以降の日本の歩みを理解するで、公文書発生の母体となった組織体=部局の所掌事務及び当該部局のる上で、公文書発生の母体となった組織体=部局の所掌事務及び当該部局のる上で、公文書発生の母体となった組織体=部局の所掌事務及び当該部局のる上で、公文書発生の母体となった組織体=部局の所掌事務及び当該部局のる上で、公文書発生の母体となった組織体=部局の所掌事務及び当該部局のる上で、公文書発生の母体となった組織体=部局の所掌事務及び当該部局のる上で、公文書発生の母体となった組織体=部局の所掌事務及び当該部局のる上で、公文書発生の母体となった組織体=部局の所掌事務及び当該部局のる上で、公文書発生の母体となった組織体=部局の所掌事務及び当該部局のる上で、公文書発生の母体となった組織体=部局の所掌事務及び当該部局のる上で、公文書発生の母体となった組織体=部局の所掌事務及び当該部局のる上で、公文書発生の母体となった組織体=部局の所掌事務及び当該部局のる上で、公文書発生の母体となった組織体=部局の所掌事務及び当該部局のをといていて、公文書を関することは肝要である。

だが、基礎的事項に不明な点が多い現状では、そうした個別課題は後日を期宮内庁にかつて存在した)各部局の歴史を官制や事務分掌の追跡だけでは足りない。各掛(係)において実施された事業制・事務分掌の追跡だけでは足りない。各掛(係)において実施された事業制・事務分掌の追跡だけでは足りない。各掛(係)において実施された事業で影響の検討、政治社会情勢との関係性の考察なども当然重要な作業である。た影響の検討、政治社会情勢との関係性の考察なども当然重要な作業である。た影響の検討、政治社会情勢との関係性の考察なども当然重要な作業である。た影響の検討、政治社会情勢との関係性の考察なども当然重要な作業である。

する。本稿では、 まずは各部局における官制や事務分掌の変遷の解明に重点をおくことに その試みの第一段として図書寮・書陵部を取りあげる。

当時宮内省が保有していた公文書から選択された。 年から大正三年(一九一四) 図書寮の事業の一環として編纂されたもので大正初期に成稿した。明治十七 寮史料」が唯一といって良い。「図書寮史料」全一八冊 「分課規程」、「編修」などの部門ごとに分類し、編年順に配列。採録資料は、 宮内省図書寮の歴史について資料を渉猟し、 までの図書寮の沿革に関わる資料を「官制」、 体系的にまとめたのは (含附録二冊) 図書 は、

同資料が出典であることを明記した。 論考も見受けられる。 諾セラレムコトヲ」と読者に忠告した通りである。これまでも同資料は頻繁 発見セシコトアリ、 る。それは、冒頭の「緒言」が、「原本ト校合スルニ及ビ尠カラザル相違ヲ ないものもある。しかしながら、原本と照合すると誤写も若干ながら存在す に際しては極力原本に当たることを心がけ、 に活用されてきたが、引用資料をそのまま孫引きし、原本を確認していない 図書寮史料」 抄録された資料の中には「任罷録」なる名称の簿冊など現在では見当ら は、 其ノ完全ハ到底庶幾スベカラズ、本史閲覧スル者願クハ 大正初期までの図書寮史を把握する上で大変便利であ 筆者も「図書寮史料」から多くを学んでいるが、 原本が伝来していない場合には 利用

口修『宮内省公文書類と図書に関する基礎的研究』などがある。しかしなが 官制の変遷」、 て」があり、 右の成果は図書寮・ 図書寮の官制・事務分掌の変遷に関しては、 宮内省の官制について、 末創一 「明治期宮内省における「図書寮本」の運営形態」、堀 書陵部史の概要紹介に留まるか、 堀口修 「近代宮内省官制の変遷につい 小川省三「書陵部 研究の目的に必要

> な範囲で特定の時期・ らに対して、本稿では事務分掌の詳細まで立ち入り、 部署に限定した分析・叙述を行ったものである。これ 明治から現在に至る全

なお、はじめに左の諸点をお断りしておく。

体像の把握に努める。

- (1) 本稿中における法令等の典拠は、以下のように示した
- 番号の他にそれらが所収されている刊行物・資料名を註に記載した。 ①宮内省廃止以前のものは、 読者が原典に当たりやすいよう法令等の年・
- れている資料名を註に記した。 ②宮内府設置以降は、 法律・政令は年と番号のみとし、 訓令以下は所収さ
- て宮内公文書館の所蔵である。 2 註において特に所蔵先を記さず、識別番号のみを示した資料はすべ
- 目録」における分類一の項目名と合致する (3) 註の資料名の直前にある部局名は、「宮内公文書館特定歴史公文書等
- の保有する情報の公開に関する法律 開示請求の手続きを経る必要がある。 る現用文書であり、 「内規録」及び「内部規定」は、宮内庁長官官房秘書課法規係が保管してい 4 本稿で利用した昭和二十二年度以降作成の 閲覧もしくは写しの交付を希望する場合には、 (平成十一年法律第四二号)に基づいた 「訓令録」、 行政機関
- 5 本稿中で課 · 掛 (係) 名を列記する場合は、 当時の班列順とした。
- の主に編修課の所掌事務の系統に連なる事業については 事業については 分けが行われていない例もあるが、 6 「編修」・「編集(輯)」の用語に関して、 「編集」を使用した。 本稿中においては原則として実録など 原資料の記述では厳密な使 「編修」を、その他

0

それらについては別の機会に示す。書陵部の本部における官制・事務分掌の変遷に限定して叙述することとし、院事務所は、図書寮・書陵部と関係が深い部局であるが、本稿では図書寮・(7)書陵部陵墓課の前身に当たる諸陵寮や各陵墓監区事務所並びに正倉

した。本文と合わせて参照されたい。した。また、宮内省図書寮の主要人事を一覧化した表5を第二章の末に挿入止以前(表4)と以後(表6)にわけて第二章と第四章の末にそれぞれ挿入止以前(表4)と以後(表6)にわけて第二章と第四章の末にそれぞれ挿入

一 宮内省図書寮I(草創期~四課体制期

ば、 詳記した資料は、 系譜課が廃され、その業務が図書寮に引き継がれた。 た。図書寮の設置に伴い、同月二十九日、 図書寮が置かれた。図書寮は、 全体的に不明な点が多い 計)掛を加えた体制であったと推察される。 太政官達で示された所掌事項を分担する四つの掛に事務全般を掌る庶務 明治十七年(一八八四)八月二十七日太政官達第七二号によって宮内省に明治十七年(一八八四)八月二十七日太政官達第七二号によって宮内 明治十七年十月、 庶務 古器物、 (会計) 管見の限り見当たらず、草創期の図書寮の活動については 書画ノ保存及ヒ美術ニ関スル事等ヲ掌ル所」として発足し 掛が設けられた。各掛の名称から草創期の図書寮は、 図書寮内に御系譜掛、 「御系譜幷ニ帝室一切ノ記録ヲ編輯シ、内外 皇統の調査を行ってきた宮内省御 だが、当時の事務分掌について 記録掛、 書籍掛、古器物保存幷 「図書寮史料」によれ **会**

初代図書頭井上毅以下、創設されて間もない頃の職員には表1の人物たち

訴えている。 間註、 がわかる。もっとも、 雄ら同藩出身者が複数名入寮している。 身者が数名在籍しており、これより後にも小中村義象 がいた。それぞれの出身・族籍は一様ではないが、井上毅と同じ熊本藩の出 上は宮内卿伊藤博文へ「重要事件考証ニ係候ハ、 された経験者も少なくなく、図書寮は専門性が強い部局として誕生したこと た国学者をはじめとして宮内省御系譜課から図書寮御系譜掛にそのまま採用 また、御系譜編修や「帝室記録」 されて官僚となった下総国香取郡出身の村岡良弼ら井上に近い人物が配置さ れていた。草創期の人事には、井上の意図が働いていた様子が垣間見えよう。 以下同) ノ人員ニ倚頼シ、其力ヲ借らさるを得ざる事情ニ有之候」と (๕) それでも専門的知識を有する寮員は不足しており、 編集のために、 熊本藩出身者以外にも、 不得已他 矢野玄道や井上頼圀といっ (池辺秀雄)や齋土継 (図書寮以外 井上に重用 |宮 井

められた可能性も考えられるが、資料上明らかではない。年段階で明記されていた御系譜の編修事業がみられなくなり、掛の編制が改室ノ記録図書及宝器美術保存ノ事ヲ掌ル」とされた。ここからは、明治十七室ノ記録図書の

のものと比べて、 e V 族牒籍に関する事務が創設時にみられた御系譜の編修に替わって掲出されて ヲ保管シ、皇統譜、 所掌・分課が明文化された。 及びそれに従って定められた同年十月一日制定の分課規程において図書寮の その後、 る。 前者の宝器・美術品の保管に関連して、 明治二十二年七月二十三日付で改定された宮内省官制の第三八条 宝器・美術品の保存に関する職掌が削除され、 皇族牒籍ニ関スル事務ヲ管理ス」とされた。 改定後の官制では、 明治二十一年一月十八日に図 図書寮は「帝室ノ図書記録 明治十九年 皇統譜、

掛が設置) ぞれ、 正倉院宝庫 と改称。 書寮の 課は 関スル 物館総長のもとに置かれた。 録課、 で図書寮から離れた。 制の上では古器物類や正倉院の宝物 に帝国奈良博物館 ており、 程では、 存管理に関する業務は明治二十二年時点 全に分離したとは言い難くもあるが、 兼務するなど実質的な面ではすぐさま完 九鬼隆一 年七月十日に図 良博物館が設置された。 十六日に図書寮から独立して帝 事」、 治 「庶務計算ノ事」 庶務課 事」、 御系譜課は 付 記録課は 一十二年十月に制定され 概ね古器物保存幷美術掛を除く 図書寮に御系譜課、 が さらに帝国京都博物館 属となった博物 も明 図書課は 同 図 0) 四課が設置された。 書頭と帝国博物館 治 月 「書寮の所管となっていた 「帝室記録 0 「皇統譜、 一十二年七月二十七 図書寮に正倉院宝庫 と分掌が定めら 部となり、 「帝室ノ図書保管 また、 館18 が、 ジョー、 図書課、 宮中 皇族牒籍二 明治十八 翌年 た分課規 国博物館 帝国博 総長を 帝 顧 それ 庶務 の保 五月 問 国 記 官 れ 日 奈

表 1 図書寮草創期官員一覧

	氏名	出身	族籍	前職・兼務	図書寮での役職(在任期間)	後職	所属掛	待遇
1	井上 毅	熊本藩	士族	参事院議官(兼) 外務省御用掛(兼)	頭(17.8.27-21.2.8)	法制局長官	_	勅任官
2	矢野玄道	大洲藩	士族	宮内省御用掛 御系譜課勤務	御用掛(17.8.29-19.2.4)	非職	御系譜掛(17.11.5)	准奏任官
3	井上頼圀	東京	平民	宮内省御用掛 御系譜課勤務	御用掛(17.8.29-19.2.6)	図書属	御系譜掛(17.11.5)	准奏任官
4	本多副元	福井藩	華族	宮内省御用掛	御用掛(17.10.23-18.8.26)	_	御系譜掛 (17.11.5)	准奏任官
5	山縣篤蔵	山口藩	士族	広島県徴兵事務官	御用掛(17.12.27-19.2.6)	図書属	_	准奏任官
6	小野徳太郎	山口藩	士族	文部省御用掛 専門学務局勤務	御用掛(17.10.23-?)	法制局参事官*	記録掛兼書籍掛 (17.11.5)	准判任官 →准奏任官
7	白石千別	静岡藩	士族	宮内省御用掛 御系譜課勤務	御用掛(17.8.29-19.2.6)	非職	御系譜掛(17.11.5)	准判任官
8	荘 資倫	土浦藩	士族	宮内省御用掛 御系譜課勤務	御用掛(17.8.29-17.12.11)	非職	庶務掛 (17.11.5) 正倉院宝庫掛 (17.12.11-19.2.6)	准判任官
9	加藤久則	静岡藩	士族	宮内省御用掛 御系譜課勤務	御用掛(17.8.29-19.2.6)	非職	庶務掛 (17.11.5-19.2.6) 御系譜掛 (18.2-19.2.6)	准判任官
10	山口真栄	_	_	宮内省御用掛	御用掛(17.8.29-?)	図書属	御系譜掛 (17.11.5)	准判任官
11	来栖正介	_	_	_	御用掛(17.10.22-?)	太政官御用掛	記録掛	准判任官
12	境野熊蔵	熊本藩	士族	愛知県師範学校長	御用掛(17.10.28-?)	図書属	記録掛兼書籍掛 (17.11.5)	准判任官
13	小野正弘	豊橋藩	士族	内閣権少書記官 (兼)	御用掛(17.12.15-?)	内閣少書記官 (内閣記録課長)	_	准判任官
14	早瀬義質	熊本藩	士族	_	御用掛(18.2.5-19.2.6)	図書属	_	准判任官
15	中村熊太郎	東京	士族	太政官御用掛兼制度 取調局御用掛	御用掛(18.7.6-19.2.6)	図書属	_	准判任官
16	植村久道	大阪	平民	宮内省御用掛	御用掛 (18.8.8-19.2.6)	図書属心得	_	准判任官
17	村岡良弼	千葉	平民	参事院議官補 (兼)	御用掛(18.11.4-?)	内閣属*	_	准判任官
18	砂 光弘	熊本藩	士族	太政官雇 制度取調局勤務	御用掛(18.11.6-19.2.6)	図書属	_	准判任官
19	堀博	大阪	平民	宮内七等属 庶務課古器物保存掛 勤務	七等属(17.10.22-19.2.6)	図書属 正倉院宝庫掛 (17.12.11-19.26)	記録掛兼古器物保存 幷美術掛(17.11.5)	判任官
20	稲生真履	擧母藩	平民	宮内六等属	六等属(17.10.23-19.2.6)	図書属	古器物保存幷美術掛 (17.12.1) 正倉院宝庫掛 (17.12.11-19.2.6)	判任官
21	速水行道	岐阜	士族	宮内省十六等出仕 御系譜課勤務	十六等出仕 (17.8.29-19.2.6)	図書属	御系譜掛(17.11.5)	判任官
22	八幡道造	東京	平民	宮内省十七等出仕 御系譜課勤務	十七等出仕 (17.8.29-19.2.6)	図書属	御系譜掛(17.11.5)	判任官

^{※1} 図書寮「進退録」明治 18~30 年 (識別番号 21225)、「図書寮史料」4 (識別番号 71845)、大臣官房総務課「進退録」1~5、明治 17年 (識別番号 20819-1~5)、大臣官房総務課「進退録」1~6、明治 18 年 (識別番号 20820-1~6)、「官吏進退」(国立公文書館所蔵) などから作成。

^{※2} 本表は、判明する範囲で明治17・18年中に図書寮の役職に就任した人物を一覧化したものである。

^{**3}「後職」欄に「*」が付してある部分は、直近の後職ではなく資料から確認できた時点の後職であることを示す。

^{※4「}所属掛」欄の () 内の年月日は、所属していたことが確認できた時点または期間であり、必ずしも就任・離任の時期や在職期間のすべてを表したものではない。

^{※5} 表中の「一」は不明を表す。

る特色である。 る特色である。 る特色である。 る特色である。 る特色である。 る特色である。 で推進された「帝室日誌」や「帝室例規類纂」など「帝室記 がは記録掛)で推進された「帝室日誌」や「帝室例規類纂」など「帝室記

同年の「例規録」に綴られた「図書寮職員事務定規」には、御系譜課は「御系譜編纂」、図書課は「図書書籍保管」、記録課は「記録保管」、庶務課は「給仕ヲ監督ス」と分課規程に若干の補足がある。また、記録課の項目には「給仕ヲ監督ス」と分課規程に若干の補足がある。また、記録課の項目には当該事業の開始は、明治二十二年十二月のことで、図書寮が「先帝御事蹟取調」を目的とした臨時先帝紀事掛の存在がみてとれる。当該事業の開始は、明治二十二年十二月のことで、図書寮が「先帝御事蹟取明治二十九年十二月十九日に「先朝事蹟」は図書寮嘱託員勢多章甫編「先朝紀略」六冊とともに宮内大臣へ提出事蹟」は図書寮嘱託員勢多章甫編「先朝紀略」六冊とともに宮内大臣へ提出事蹟」は図書寮嘱託員勢多章甫編「先朝紀略」六冊とともに宮内大臣へ提出する。

この官制に従って、明治四十一年四月二十九日訓令第三号で各部局の分課

と考えられる。同課には、専任の編修官三名(奏任待遇。のちに増減あり。) く 所掌するとされた。御系譜課が編修課と改称したのは、皇統の調査だけでな 従来の四課体制はそのままで、御系譜課が編修課へと改組された。庶務課は づいて、図書寮に庶務課、編修課、 規程が定められ、 が置かれ、専門的業務を担った。 保管・出納に関する事項を、 は、①皇室典範の正本尚蔵、②詔書・勅書及び皇室令の正本尚蔵、③図書の ①皇統譜、 品の保管・出納、 ①職員の進退・身分、②官印の管守、 実録の編修、 ②天皇皇族実録の編修、 ⑥他課に属さないその他の事柄に関する事項を、 翌月一日から施行された。そのうちの図書寮分課規程に基 世伝御料台帳に関する事項も所管するようになったためだ 記録課は公文書類の編纂・保管に関する事項を ③世伝御料台帳に関する事項を、 図書課、記録課が置かれることとなった。 ③文書の往復、④統計報告、⑤庁用物 編修課は

図書寮分課規程は、大正元年(一九一二)十二月十六日訓令第一四号(大正二年一月一日施行)にて改正があった。庶務課、編修課、記録課、図書課に関する事項が記録課へ移された。皇室令などの正本は図書課に、その付属に関する事項が記録課へ移された。皇室令などの正本は図書課に、その付属に関する今では記録課に分離して保管するのでは不都合が生じるので、記録課で一括して保存したいという図書頭の上申を受けての改正であった。この改正により、記録課には正本尚蔵主任が置かれた。

う特色ある職務を軸にしながら、図書寮において四課体制が確立されていっの編纂、皇室典範・詔書などの重要文書及び図書・公文書類の保存管理といここまでの官制の変遷からは、皇統譜や天皇皇族実録の編修、「帝室記録」

表 2 宮内省図書寮における決裁文書件数の変動 (明治20~大正4年)

解題『帝室統計書』1~9〈柏書房、1993年〉)。

※大臣官房文書課「帝室統計書」明治20年~大正元年(識別番号726 ~750)、大臣官房文書課「統計録」大正2~3年(識別番号751~

伝御

料台帳及びその登録に係る記録

0

治蔵、

書

公文

書 世 室

範

0

正本尚蔵

③詔書・

勅書及び皇室令の

正 0

本尚蔵、

の保管

出

脳納に 項

関する事項を掌ると定めら

れた。 (5) 図

従来

0

所

掌事

は

図

[書課と庶務課

が

分割して担当すること

た過 0 来、 程 図書寮 端 が 看取 は 表2の決裁文書数の推移から窺 0 できる。 事業の範囲は拡大し、 また、 年によ -つ て若干のばら 業務量は 13 次第に増えて 知れよう。 つつきは あ (V る もの つ た。 0) その 創 実 設

宮内 |省図 書 寮 II課体制 期

修課、 は再度改正された。 大正三年 図 書課 0 九 課 ここでの大きな変化は、 四 体制となっ 八月十九 たことであ H 訓令第三三号によっ郷 る 記録課が廃され 以 後、 戦 て、 後 0) 図 て、 昭 書寮 和 庶 務課、 分課 一 規 年 編 程

庶務課は ①皇統譜 0 `登録、 (2) 世 伝 御 料台 帳 0 調製 登録、 3 公文書類

0

九

四六

までこの

体制

は続い

752)、調査課「統計雑録」1、大正4年(識別番号90868)から作成。 「帝室統計書」明治32年~大正5年は覆刻版あり(後藤靖・大沢覚

> 編修、 さない

②天皇皇族実録、

王族公族実録

0)

シ編修に

ける事で ①皇統第

項 譜

その他の事柄に関する事項

編修課は、

編

纂、

④ 庁

用物品の

保管

出

納、

⑤官印

0 管守、

(6)

他

課

属

図書課は、

①皇統譜及びその登録に係り

る記録

尚 関

蔵

② 皇

る事 **4**制 0 分 項 皇室略牒、 n 13 밂 は主 た。 簿 類 纂に関する事項を所掌した。 を、 0 保管 ず項を、 剻 規の立案 務 登録掛 秘書掛 弱課には、 名の 任が置かれた。 それ 記 出 ⑤図書の購入・刊行、 文書掛は、 に従 審査、 は は、 納 入を業務とした 秘書掛、 れた。 9 ①機密情報の取 ①皇統譜の登録、 って人員を四 俸給 公文書装釘掛 ①文書の (5) 文書掛、 寮内小者の取り 旅費、 公文書編纂掛 往復 部に振り 扱、 6 10 登 ② 世 録掛、 は 庁舎の修繕、 他掛に属さない 整 ②職員の進退・身分、 締 分け 伝御料台帳 理、 公文書類の装釘及び表紙 ⑥構内の取締 公文書編 ② 例 規 は 公文書類 ⑦人夫 宮内 その 纂掛、 0 0 省内の 調製 編 他の 纂 0 編 車 公文装釘 ③ 官 印 馬の ③ 統 纂を分担 全部局を 登 事 直 柄 請 計 衛 背表紙 に関す ③寮史 :報告、 生に関 · の管 掛 求、 兀 が る事 つに 置 守 物 (4) か

三年

一八月十

九 が

日図

書頭

(決裁)

課

味内 での

分掌が

細

かく定め

になり、 録課の

編修課

所管に王族公族実録

が

加

わっ

この

改正

行

わ 0

n

た同

目

各課の掛

規程る 野の編修

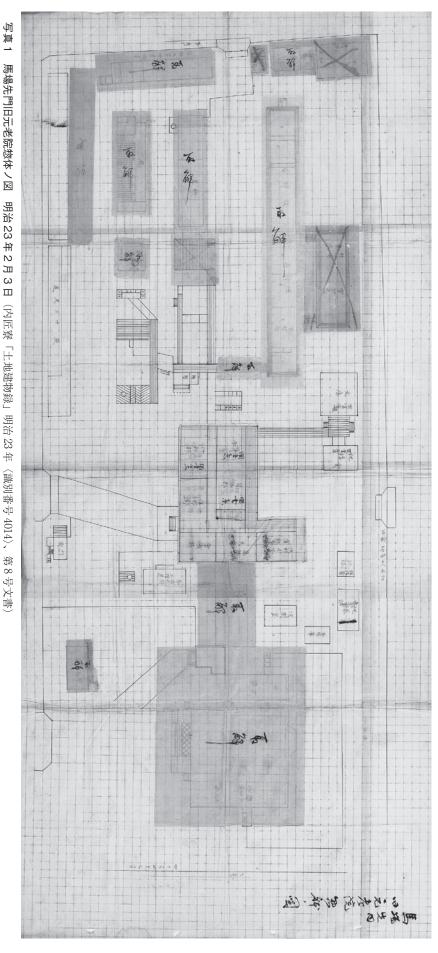
制定され

(大正

実録掛は天皇皇族実録、 編修課には、 皇統譜掛、 王族公族実録の編修を所掌すると定められた。 実録掛が置かれた。皇統譜掛は皇統譜の編修を、 修理掛

図書課には、 尚蔵掛、 書庫掛、 目録掛、 台帳掛、 出納掛、 曝書掛、

の登録に係る記録の尚蔵に関する事項を、書庫掛は、 典範の正本尚蔵、 が設置された。尚蔵掛は、 ③詔書・勅書・皇室令の正本尚蔵、 ①皇統譜及びその登録に係る記録の尚蔵、 ①書庫の取締、 ④世伝御料台帳及びそ ②書架 ②皇室



院跡を使用していた。「取解」とあるのは、老朽化が進んで解体された建造物 図書寮の庁舎・書庫は、昭和3年に旧江戸城本丸跡に築造されるまで転々としていた。本図面は、明治23年2月現在の旧元老院跡の図面。当時、図書寮は諸陵寮、帝室制度取調局、帝室会計審査局と共同で旧元老

は、 ②カード函の整理、 書類の修理・ は、 帳の登録及び保管、 ①図書・公文書類の出納、 ①図書・公文書の曝涼及び②防虫に関する事項を、 改釘に関する事項を掌った。 ③書架内の整理に関する事項を、 ②公文書類台帳の登録及び保管に関する事項を、 ③図書目録の刊行に関する事項を、 ②印章の保管・出納に関する事項を、 目録掛は、 修理掛は図書・公文 台帳掛は、 ①カードの調製、 ①図書台 曝書掛 出納掛

わっている。 保管掛に、 様に掛の統合が行われた。 行がみえる。編修課は掛・職掌ともに変わらないが、図書課では庶務課と同 されていなかった公文書類の引継及びカード目録の調製、公文書類目録の刊 掛が公文書掛に統合された。 務課では、秘書掛、 図書寮事務分掌規程が施行された (大正六年二月二十八日図書頭決裁)。 庶 てゆく。 以降も掛に関する規程は改正が重ねられ、 統合前の三掛の所掌事務に図書の引継と蔵書印の管守に関する事項が加 右の掛規程は、 書庫掛、 文書掛、登録掛が庶務掛に、公文書編纂掛と公文書装釘 出納掛、 大正六年二月二十八日に廃され、 尚蔵掛は据え置きで、 公文書掛の職掌には大正三年時の掛規程では記 曝書掛が出納掛に統合された。 図書寮の体制はさらに整備され 目録掛、 同年三月一日から 台帳掛、 保管掛の職掌に 修理掛が

> 掛に図書の購入と文庫の取締に関する業務が付加されている。 世納掛から公文書類の出納・曝涼業務が除かれ、公文書類に関しては公文書類において出納業務も担当することになった。同時に、公文書掛の所掌から上記の事類の出納・曝涼業務が除かれ、公文書類に関しては公文書類に図書の財産とあったのが受入と文言修正された。その他に、出納掛から書庫の取締業務が削除され、庶務と文言修正された。その他に、出納掛から書庫の取締業務が削除され、庶務と文言修正された。その他に、出納掛から書庫の取締業務が削除され、庶務と文言修正された。その他に、出納掛から書庫の取締業務が削除され、庶務と文言修正された。その他に、出納掛から書庫の取締業務が削除され、庶務を支持を表している。

た。同年十月二十一日に皇統譜令が発令されたことに伴う改組である。 及び登録が加わるとともに編修課の職掌からは皇統譜の編修事業が抹消され でき変化がない。この宮内省分課規程は、大正十五年十一月十日に出された でき変化がない。この宮内省分課規程は、大正十五年十一月十日に出された でき変化がない。この宮内省分課規程は、大正十五年十一月十日に出された でき変化がない。この宮内省分課規程は、大正十五年十一月十日に出された でき変化がない。この宮内省分課規程は、大正十五年十一月十日に出された でき変化がない。この宮内省分課規程は、大正十五年十一月十日に出された でき変化がない。この宮内省分課規程は、大正十五年十一月十日に出された

び登録、 課規程の改正を受けて、庶務掛に皇統譜の調製及び登録、 図書原簿記載様式が定まるなど、図書の整理・保管に関する手法も次第に確 理掛に副本の作製に関する事項が加筆された(大正十五年一月四日図書) 立されつつあった。さらに、十一月十二日には前述した同月十日の宮内省分 「函架ノ決定図書庫内ノ整備ニ関スル事項」が加わった 裁)。副本の作製が企図されたのは、 震災を契機として、 日図書頭決裁)。これと関連して、 同年中には、 六月の改正では整理掛の所掌事務に図書の登録が追加され、 尚蔵掛に陵籍墓籍及びその登録に係る記録の尚蔵に関する事項が所 図書寮事務分掌規程も数度にわたって改正された。まず、 貴重図書焼失に対する危機感が高まったためである。 ⁽⁴⁾ 同年には図書分類カードの調製様式や 大正十二年九月一日に発生した関東大 (大正十五年六月十 陵籍墓籍の調製及 出納掛に 頭決 整 次

族掛の二掛に改組された。 掌事務として付け 編修課は天皇皇族実録を担当する皇統掛と王族公族実録を担当する王公 加えられた(大正十五年十一月十二日図書頭決裁)。 同時

どが事情に応じて増減員されている。 専従する史生の三種に分類。 助に従事する雇員、公文書件名の印録を行う録手、実録編修に関する筆録に 十五年指令第四六号)が制定されて体制が整備された。 要とされるようになり、 こで詳述することはできないが、以後も司書傭や写字生、 公文書類の装釘 右のように、図書寮の事業範囲が拡充するにつれて、より多くの人員が必 (製本)に従事する装釘工に分けられた。 ® 大正十五年四月二日には図書寮雇員傭人細則 傭人は、 図書の製帖・修補に従事する修補工と 雇員は、 曝書傭、 紙幅の都合上、こ 属の事務補 繕書手な 大正

実録の編修開始もあり、 減しているが、大正八・九年には朝鮮王公族実録、 まとめた。明治から大正初期にかけてはおおよそ二〇名に届かない程度で増 ○名から三○名位で推移している。 戦前期の判任待遇以上の官員数の変化については、判明する範囲で表るに 大幅に増員している。以後、 四親王家実録、 戦前期では全体数が二 天皇皇族

関する事項が加わった。この改正は、 課の所掌に王族譜・公族譜、 庶務課の所掌事項に、 六日図書頭決裁)、 こうした変更に対応すべく図書寮事務分掌規程も改正される 昭和二年六月十六日の宮内省分課規程改正 (昭和二年省令第一〇・一一号) 庶務掛の所管事項に王族譜・公族譜及び王公族の墓籍の 王族譜・公族譜及び王公族の墓籍の調製・登録、 王公族の墓籍及びその登録に係る記録の尚蔵に が制定されたことを背景としている。 同日、 王公族譜規程並びに王公族墓籍 (昭和二年訓令第七号) (昭和二年六月十 時₃₁ 時₃₁ には、 図書

> 調製・ 録に係る記録の尚蔵に関する事項が加わった。 登録、 尚蔵掛の所管事項に王族譜・公族譜、 王公族の墓籍及びその登

が発せられた形跡もない。また、昭和九年時点で「現行」とされている図書 0 装釘掛に分離。図書課内に製本・修補及び「書庫内検閲」に関する事項を掌 ら庶務課へ尚蔵掛を移動し、庶務課公文書掛を公文書編纂掛と同出納掛、 更に伴って図書寮事務分掌規程の改正案も作成された。そこでは、図書課か 書トシテ取扱フヘキ性質ノモノニ非ザ」るためと述べられる。また、この変 のことから、この改正案は実現しなかったと推定される。 寮事務分掌規程をみても、昭和二年六月の改正時と何ら変化がない。 る検修掛の新設が構想されている。同上申案は、図書頭の決裁を受けたもの 務課へ移されている点である。その理由は、「尚蔵書類ハ公文書類ニシテ図 る。主な変更は、 昭和四年六月には、 審議過程で作成された文書の欄外には「廃案」とメモ書きがあり、 皇統譜や皇室典範などの尚蔵に関する事務が図書課から庶 宮内省分課規程の改正に関する上申案が作成され てい 同

担当する第一部と同じく嘉言親王他を担当する第二部に編制されている。 皇統譜掛の二掛に改編された。さらに、 皇族並ニ臣籍降下皇族ノ降下以前ノ御事歴ノ編修」を担う実録掛と皇統譜登 録案の調製並びに皇統譜登録事項の根拠となる皇統譜存徴の作成を担任する 十二月二十八日図書頭決裁)。 以降、 その後、 昭和十二年度から編修課の事務分担に変更があった。 編修課は、「明治元年以後ニ於ケル崩御薨去ノ 実録掛は昭憲皇太后他の実録編修を (昭和十一年

ことを示す資料はない。)昭和 二十一年四月一日訓令第六号による宮内省分課規程の変更である。そ 終戦以前に宮内省分課規程及び図書寮事務分掌規程の改正があった 宮内省図書寮時代に確認できる最後の改正は、

0

表3 宮内省図書寮官員数変遷表(勅任官~判任官待遇)

年	勅任	勅任待遇	奏任	奏任待遇	判任	判任待遇	合計	前年比
明治 20	1	0	1	() ()	12	0	14	HI 4-10
明治 21	1	0	1	0	14	0	16	△ 2
明治 22	1	0	1	0	14	0	16	$\triangle 0$
明治 23	1	0	1	0	15	0	17	△1
明治 24	1	0	1	0	13	0	15	<u>△</u> 2
明治 25	1	0	0	0	15	0	16	△ 1
明治 26	1	0	0	0	12	0	13	▲ 3
明治 27	1	0	0	0	12	0	13	▲ 0
明治 29	1	0	0	0	12	0	13	A 0
明治 30			-				11	
	0	0	0	0	10	1		▲ 2
明治 31	1	0	0	0	10	1	12	△1
明治 32	1	0	0	0	11	0	12	△ 0
明治 33	1	0	0	0	9	1	11	▲ 1
明治 34	1	0	0	0	8	1	10	▲ 1
明治 35	1	0	0	0	8	1	10	△0
明治 36	1	0	0	0	12	1	14	△ 4
明治 37	1	0	1	0	12	1	15	△1
明治 38	1	0	1	0	13	1	16	△1
明治 39	0	0	0	1	11	2	14	▲ 2
明治 40	1	0	0	1	9	3	14	△.0
明治 41	1	0	4	0	12	0	17	△3
明治 42	1	0	4	0	13	0	18	△1
明治 43	1	0	4	0	10	0	15	▲3
明治 44	1	0	4	0	10	0	15	△0
明治 45 大正元	1	0	4	0	12	0	17	△2
大正2	1	0	4	0	11	0	16	▲ 1
大正3	1	0	2	0	11	4	18	△ 2
大正 4	1	0	2	0	11	4	18	△0
大正5	1	0	3	0	10	4	18	$\triangle 0$
大正6	1	0	3	0	10	4	18	△ 0
大正7	1	0	3	0	11	4	19	△1
大正8	1	0	3	1	16	10	31	△ 12
大正9	1	0	6	2	22	13	44	△ 13
大正 10	1	0	6	2	20	6	35	A 9
大正 11	1	0	6	2	18	5	32	A 3
大正 12	1	0	7	1	19	3	31	1
大正 13	1	0	6	0	19	1	27	4
大正 14	1	0	6	1	19	1	28	△1
大正 15 昭和元	1	0	6	1	18	1	27	1
昭和2	1	0	6	2	18	0	27	△ 0
昭和3	1	0	6	4	18	0	29	△ 2
昭和4	1	0	6	4	17	0	28	<u> </u>
昭和 5	1	0	6	5	15	0	27	1
昭和6	1	0	6	5	13	0	25	▲ 2
昭和7	1	0	6	5	13	0	25	<u> </u>
昭和8	1	0	6	5	14	0	26	△1
昭和 9	1	0	8	3	18	0	30	$\triangle 4$
昭和 10	1	0	8	4	18	0	31	△ 4 △ 1
	1	0	7	5	17	0	30	
昭和 11	2	0	3	6	17	0	24	▲ 1 ▲ 6
昭和 12						-	-	
昭和 13	1	0	4	6	13	0	24	△ 0
昭和 14	1	0	5	6	12	0	24	△ 0
昭和 15	1	0	4	6	14	0	25	△ 1
昭和 16	1	1	4	6	14	0	26	△1
昭和 17	1	1	4	4	13	0	23	▲ 3

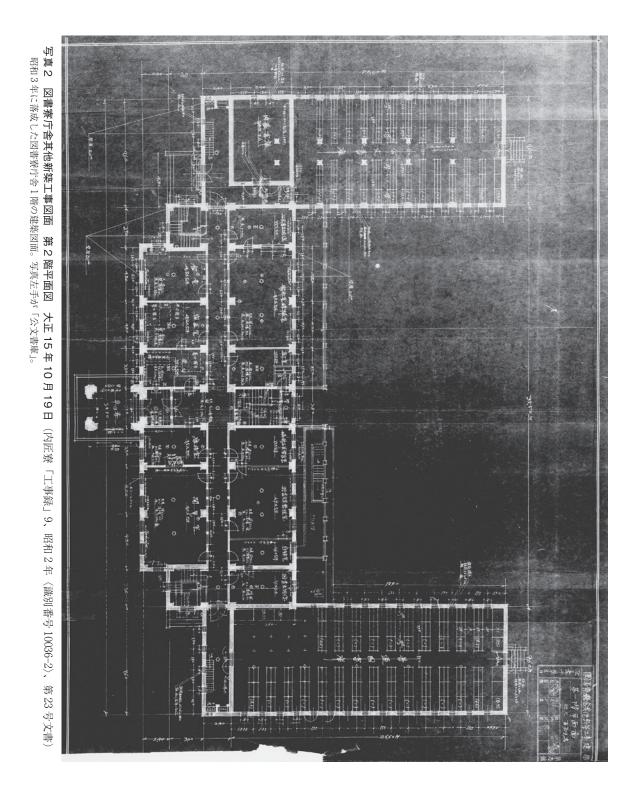
^{**1} 大臣官房文書課・調査課「帝室統計書」明治 20 年~昭和 4 年、大臣官房文書課「統計録」大正 2~3 年、調査課「宮内省統計」昭和 5~6 年、調査課「統計雑録」大正 4 年、調査課「統計関係録」昭和 6~18 年(識別番号は煩雑となるため省略)、「図書寮史料」6、『宮内省職員録』から作成。

^{※2} 勅任待遇、奏任待遇、判任待遇は、それぞれ勅任取扱、准奏任・奏任取扱、准判任・判任取扱を含む。

^{※3} 前年比欄の△は増加を▲は減少を示す。

^{※4} 数字は、毎年 12 月末時点のもの。

^{※5} 明治 28 年度及び昭和 18 年度以降の統計は見当たらなかった。現在宮内公文書館所蔵の「帝室統計書」では、明治 27・28 年分が合冊されている。



(47)

を所管するとされた。 ②月次歌御会、③詠歌の編纂・撰述、④御製御歌の謄本の保管に関する事項令をもって廃止され、図書寮内に歌詠課がおかれた。歌詠課は、①歌会始、陵墓の管理に関する事項が図書寮の所掌となっている。また、御歌所が同訓こでは、宮内省全体の規模が大幅に縮小されたことに伴い、諸陵寮が廃され、

的な活動の一つであった。

ま、事業が行われた。その全体像は、宮内庁書陵部編修課編『宮内省の編纂集》事業が行われた。その全体像は、宮内庁書陵部編修課編『宮内省の編纂集》事業が行われた。その全体像は、宮内庁書陵部編修課編『宮内省の編纂集》事業が行われた。その全体像は、宮内庁書陵部編修課編『宮内省の編纂集》事業が行われた。その全体像は、宮内庁書陵部編修課編『宮内省の編纂集》事業が行われた。

う調査・研究とが組織を特徴づける事業であったといえる。(引継)・整理・保存・管理・修復・出納といったアーカイブズとしての機能(引継)・整理・保存・管理・修復・出納といったアーカイブズとしての機能が当の変遷を通観した。皇室典範などの尚蔵文書や図書、公文書類の受入第一章・第二章を通じて、図書寮の創設から宮内省廃止までの官制・事務

一 宮内府設置~宮内庁書陵部の発足後

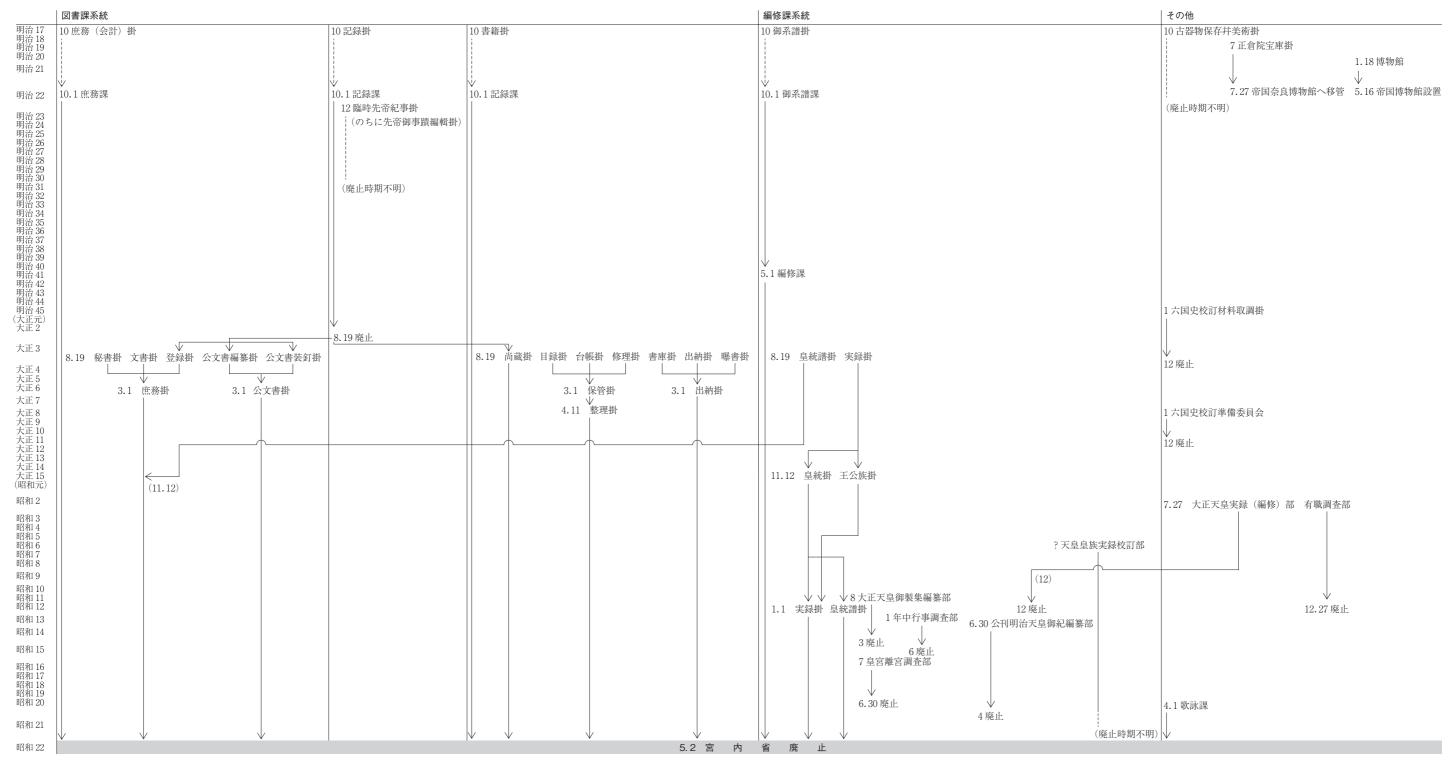
書寮の所掌事務は、 付の訓令第一号で宮内府事務分掌規程が定められた。同規程第六条では、 (昭和二十二年法律第七○号)が施行された。宮内府設置に合わせて、 昭和二十二年 出納、 ④公文書類の編集及び保管、 (一九四七) ①皇統譜、 五月二日、 ②陵墓、 宮内省は廃止され、 ⑤正倉院に関する事項とされた。こ ③図書及び記録の編集・複刻・保 翌三日宮内府法 同日 図

⑤会計、 事項を掌ることとされた。 の第六章第二一条にて図書寮に庶務課、 籍・墓籍に関する記録の尚蔵、 に関する事項を、 課へ移管された。編修課は、 ⁽⁶⁾ なる) に関する事項を庶務課が所掌するようになった。④公文書類の編集・ 区事務所 柄に関する事項を掌った。②の陵墓管理との関係では、多摩・桃山・畝傍監 は、①皇統譜の調製及び登録、②陵墓、 保管に関する事項は、同年七月四日付の訓令第七号をもって庶務課から図書 同じく五月三日に発せられた宮内府分課規程(8) ⑥物品の保管・出納、 (昭和二十九年に多摩・桃山・月輪・畝傍・古市の五監区事務所と 図書課は、 ①皇統譜及び皇統譜に関する記録の尚蔵、 ①天皇皇族実録の編修、 ③図書及び記録の覆刻・保管・出納に関する ⑦官印の管守、 ③正倉院、④公文書類の編集・保管 編修課、 8他課に属さないその他の事 (昭和二十二年訓令第二号) 図書課が置かれた。 ②図書及び記録の編修 庶務課 ② 陵

認可を得た(昭和二十二年指令第一九号)。
寮事務分担内規案が、七月二十一日付で図書頭から長官へ上申。八月一日に
後の
家・宮内府分課規程の制定に伴って、三課における分掌を定めた図書

庁舎の修繕、 立案・審査、 ⑥陵籍・墓籍の調製及び登録、⑦皇室略牒の編纂、⑧文庫の取締、 ②職員の進退・身分、 人夫及び車馬の請求、 同内規で、庶務課には庶務係、 (4)構内の取締、 ⑩例規の編纂、 ③皇統譜の調製及び登録、 ⑧物品の保管・ ⑪文書の往復・整理、 宿直及び衛生、 諸陵係が置かれた。庶務係は、 出納、 ⑤統計報告、 ⑩俸給及び旅費、 ④正倉院、 ⑫図書の受入・購入、 16寮史の編纂、 ⑤官印の管守、 ②他課・係に ①機密事項 ⑨制規の (13)

表 4 宮内省図書寮組織変遷表



※1 図書寮「例規録」、図書寮「重要雑録」、図書寮「重要雑録」、図書寮「雑件録」、大臣官房調査課「訓令録」のうち明治 17 〜昭和 22 年分及び「帝室例規類纂稿本」のうち官職門(識別番号は煩雑となるため省略。宮内公文書館 HP「宮内公文書館特定歴史公文書等目録」にて検索可能。)、「図書寮史料」3・4、『法令全書』、『官報』、『宮内省電報』、『宮内省職員録』、『明治天皇紀』、宮内庁書陵部編修課編『展示目録 宮内省の編纂事業』などから作成。なお、刊行物について覆刻版があるものはそちらを用いた。

^{※2} 破線は、改廃・統合の時期が明らかでない組織を表す。

^{※3}表作成の都合により、各課・掛の並びは必ずしも班列通りではない。班列については本文を参照されたい。

^{※4} 各課・掛の横にある数字は、設置改廃の月日を示す。

H.	#	出車 黎補出	H H N N N	百四百四三十女人中女高女 电双电流 电双电流 计文子文件 医	4. 水型温用	編修		⊞ E €7 C =	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
8.27 井上穀	3.2 女 山 作楽	以事物用以	H #	心的深以	神光祖森太	電影器	四亩采以	로디 및 관차	型人 界人 男人 女
↓ 2.8 2.10 九鬼隆─	;								
↓ 7.23 7.23 兒玉愛二郎	6.13	12.19 山縣篤蔵 一		10. 15 山縣篤蔵 	10.15 丸山作楽 . l.		10.15 山縣篤蔵	10.15 山縣篤蔵	
	6.13 田邊新七郎				6.16 6.16 田邊新七郎				
	↓ 10.28田邊 11.2山縣篤蔵(心得)	11.2			↓ 10.28 ?山縣篤蔵(代理)				
					→ 3.7 3.7井上頼圀				
7.24 杉孫七郎 小									
2.26 2.26 都筑馨六 							E		
5.25 6.4 山口正定(代理) 小							? 12.15 佐藤忠淳		
1.10 110 110 110 110 110 110 110 110 110									
2.9 3.11 清岡公張 ◆									
4.26 勝間田稔				<					
				12. 13 樋口利喜太郎				10.29 片山 夢	
↓ 1.31 2.2 足立正擘	↓ 6.23(37.7.30から助) 6.30 高島張輔								
1.31 1.31 山口鋭之助	:-		1.1 高島張輔	────────────────────────────────────	5.5(1.7から心得)		→ 5.5(1.7から心得)	── 5.5(1.7から心得)	
				→ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑			0.0 4*99 UK (V.KI)	→ 4.29 4.29 2.9 神谷初之助	
			?√ ←	↓ 8.19 8.20 五味均平		→ 7.4 8.20 本多辰次郎	↓ 8.19 8.20 五味均平	8.19	
↓ 12. 25 12. 25 森林太郎									
↓ 7.9 7.10 五味均平(心得) ↓ 12.22									
12. 22 核柴三郎				7.2 7.2 岩波武信		3.16 本多辰次郎	── 7.2 7.2 岩波武信 5.5		
				5.5 鈴木重孝		6.3 6.3 地 場略	5.5 鈴木重孝		
↓ ↓ 9.17 9.17 渡郑信				<					
				7.17 7.17 久保覺次郎			7.17 7.17 7.17 久保豊次郎 		
				5.85.8 禁田久尚			→ 5.8 5.8 森田久造		
ω				6.24 6.24 飛鳥井雅信 			6. 24 6. 24 6. 24 飛鳥井雅信 		
5.3 金田才平				<		→ 8.16 8.16 樹下快淳 	<		
9.6				11. 15 11. 15 藤井宇多治郎 			11.15 11.15 藤井宇多治郎 		
9.6 池田秀吉				↔ 6.19 6.19林與之助 → 12.27		↓ 10.22 10.22和田軍一	→ 6.19 6.19 林與之助 → 12.27		
↓ 3.19 3.19 大場茂行 ↓				12.27 渡邊鎮雄 ↓ 3.30 3.30 本郷定男			12.27 渡邊鎮雄 ↓ 3.30 3.30 本郷定男		4.1 入江相政
14 92				_					_

^{※1} 図書寮「進退録」明治 18~昭和 20 年、大臣官房秘書課「進退録」明治 17 年~昭和 20 年のうち「高等官の部」(識別番号は煩雑となるため省略)、「図書寮史料」4、『宮内省職員録』、『明治大正昭和 官員録・職員録集成』(日本図書センター発行マイクロフィルム版)などから作成。 ※2 人名横の数字は就任月日を、矢印の終点にある数字は離任月日を表す。

を所掌することとされた。庶務係が、正倉院関係の事務を所管し、新設の諸結損木その他不要物件の処分、⑦陵墓の工事取調、⑧統計報告に関する事項籍・墓籍の副本保管、③陵墓図の調製、④陵墓地の整理、⑤陵墓の参拝、⑥属さない事柄に関する事項を、諸陵係は、①陵墓及び附属建物の管理、②陵

陵係が陵墓に関する主要な事項を取り扱うこととなった。

認められている。 について宮内庁書陵部長から同長官へ上申があり、 査については、 譜存徴の編修に関する事項を、調査係は皇室の文化並びに陵墓の調査に関す 般制度の本質起源及び沿革を確実なる資料に基づき叙述すること」) 諸陵寮の廃止を請けて陵墓の調査があげられている。皇室の文化に関する調 る事項を掌った。 編修課には、 後に皇室制度の歴史的研究に関する事業(「皇室に関する諸 編修係、 調査係の所掌事務に皇室の文化に関する調査が掲出され、 調査係が置かれた。 編修係は、 昭和二十四年七月五日に 天皇皇族実録と皇統 の開始

事項を、出納係は、 書・公文書類の防虫及び曝涼に関する事項を所管した。 類の出納に関する事項、 ④副本の作成、 録及び公文書類の編纂・登録、②カード目録の調製・整理、 の登録に係る記録の保管、 図書課には、 ⑤図書の修理及び公文書類の装釘、 図書係、 ①皇統譜及びその登録に係る記録の保管、 ⑤函架の決定並びに図書・公文書庫内の整備、 出納係が設置された。 ③その他の貴重公文書類の保管、 図書係は、 ⑥蔵書印の管守に関する ①図書の整理・登 ④図書・公文書 ③目録の刊行、 ②陵籍及びそ ⑥ 図

掛のように尚蔵を名称に冠する係も置かれないなど、図書寮全体として宮内にて図書と公文書類が一括して管理されることになった。また、図書課尚蔵宮内省時代の庶務課公文書掛のような公文書専門の部門が消失し、図書係

省時代よりも簡素化された機構になっている。

事務、 出納係は図書課出納係のそれをほぼそのまま継承した。 管理係は庶務課庶務係と諸陵係が担っていた職掌を、図書係は図書課図書係 掌を合わせもった部局として誕生した。 課の二課編制に改められた。 令第七号)。 寮事務分担内規の改正案を上申。六月三日付で認可された

® 次いで、 係の編制ともに変化がない。 昭和二十三年四月三十日訓令第四号にて、 監理課には、 管理係、 監理課は、 図書係、 同じ四月三十日には、 おおよそ従前の庶務課と図書課 出納係の三つの係が設けられた。 図書寮は監理課と編修 編修課は、 (昭和二十三年指 図書頭が図書 課の所掌

管理、 外局として宮内庁が置かれた。宮内府法の改正により図書寮に替わって書陵 ある。この時点では、 ⑤正倉院に関する事項と規定された。 部が設置。 行に伴って宮内府法が改正され 一年の宮内府事務分掌規程における図書寮の所掌事務と全体的にほぼ同じで 昭和二十四年六月一日、総理府設置法 ③図書及び記録の保管・出納・覆刻・編集、 書陵部の所掌事務は、 部内の事務分掌も図書寮時代と変わらない (昭和二十四年法律第一三四号)、総理府の ①皇統譜の調製・登録及び保管、②陵墓の 項目の順序に変更はあるが、 (昭和二十四年法律一二七号) ④公文書の編集及び保管 昭和二十 の施

された と大差なく、 ために新設。 が設けられ、庶務係、 た。 その後、 陵墓係は、 (書陵部事務分掌細則と改称)。 昭和二十六年四月一日指令第三号にて図書寮事務分担内規が改正 陵墓全般に関することを掌ったが、 同係の所掌事務は、 陵墓に関する事務分担を明確化して業務効率の向上を図る 陵墓係、 図書係、 昭和二十二年時点で存在した庶務課諸陵係 ここでは、 出納係、 図書館係の五係の体制とな 陵籍墓籍の副本保管に関す 監理課に新たに二つの係

けられたい旨の申し入れがあったことに端を発している。 電標は、国立国会図書館支部宮内庁図書館に関する規程を設理により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第一〇一号)に基づいて支部図書館の設置に関する法律(昭和二十四年法律第一〇一号)に基づいて支部図書館の設置に関する規程を設成。 の書館係の設置は、国立国会図書館長から宮内庁長官へ国立国会図書館法の 現定により行政各部門に置かれる支部図書館の設置に関する規程を設 の表記の表記の表記の表記を表している。

っていない。

□である。

織のあり方が変容した様子が窺える。

総のあり方が変容した様子が窺える。

総のあり方が変容した様子が窺える。

総のあり方が変容した様子が窺える。

総のあり方が変容した様子が窺える。

三課体制の成立前後~現在

几

の編修を急ぐ必要がある」と謳われた。 要に応ずるため」、「今後諸記録編修に当り有機的機能を発揮するためにもそ 編集、 の間公文書は特に完全なる編修」を期し、「今後事務の執行に当り緊急の必 をなすばかりでなく、 文書の)未整理部分は、過去と将来に亘る公文書体系の欠くべからざる一環 公文書の整理事業を再開することを目的に設置された。その趣旨には、「(公 ている。公文書係は、 れた。これに伴い、図書係の所掌事務からは公文書に関する事項が削除され 和三十一年(一九五六)四月一日の指令第一号により監理課に、①公文書の 昭和三十年代に書陵部の体制にいくつかの大きな変化があった。まず、 ②公文書の調査・研究、 国情の変化に伴う皇室制度の大切な変動期に当り、こ 戦中の混乱及び戦後の人員整理によって中断していた ③公文書の目録作成を掌る公文書係が設けら 昭

改正された(昭和 ⑦ 理、 れ、 所掌していた事務のうち、陵墓の管理に関する事項については、書陵部長の もとに新たに置かれた陵墓管理官が管轄し、図書課には引き継がれなかった。 一三号)、監理課が廃止。 記置、 同年六月二十六日には、宮内庁組織令が改正され ③陵墓地、 陵墓係は廃止となった。陵墓管理係は、 ⑤陵籍墓籍の副本の保管、 (昭和三十一年指令第八号)。陵墓管理官付に陵墓管理係が置か 陵墓専用道路、 同日付で書陵部事務分掌細則 替わって図書課が設置された。ただし、 附属建物、 ⑥陵墓図の調製、 立木竹、工作物等の管理、 ①陵墓職員の教養、 以下、 (昭和三十一年政令第二 ⑦陵墓祭、 「細則」 という)も ⑧陵墓の参 監理課が **4**物品

管事項に公文書の受入が追加されている。の調製に関する事項を掌ると規定された。また、この改正時に公文書係の所拝、⑨各監区事務の連絡及び調整、⑩例規の編集、⑪陵墓の調査、⑫陵墓歴

新設された 項が追加された 調整に関する事項が削除され、 とされた。 ⑤陵墓参考資料の収集及び保管、 籍の編集 同年中に細則はさらに改正され、 同時に、 ②陵籍墓籍の編集、 (昭和三十一年指令第二三号)。同係では、 陵墓管理係の所掌事務からは、 陵墓管理官の所掌事務で他の係に属さない事 ③陵墓歴の調製、 ⑥陵墓考証記録の保管に関する事項を掌る 八月九日、 陵墓管理官付に陵墓調査係が ④陵墓管理の沿革史の編集 陵墓の調査及び陵墓歴の ①陵墓の調査及び墓

陵墓の調査及び考証を所掌するとされた。 課が設置 解説及び紹介、 図書第一係は、 が図書第一係と図書第二係に分けられ、 官付」とある箇所の することを掌るとされた。図書資料の整理・保存・研究に関する職務を担う る事項が まず、図書課庶務係が所掌していた物品の請求、受入、保管及び出納に関す 一係は、 翌三十四年には、 昭和三十三年七月に再び細則が改められる ①目録索引の作成、②図書資料の校本及び複本の作成、③出版に関 「庁用物品に関すること」と文言修正された。次に、図書課図書係 (昭和三十四年政令第三四一号)。 公開 ①図書資料の収集、整理及び登録、②図書資料の調査・研究、 ③図書資料及び公文書の修補、 ・普及に向けた業務を担当する第二係に分かれた体制である。 宮内庁組織令の改正により陵墓管理官付が廃され、 「陵墓課」 への文言修正に留まり、 いくつかの新しい職務が追加された。 細則も改正をみるが、「陵墓管理 陵墓課は、 製本に関することを、 (昭和三十三年指令第七号)。 陵墓の管理に加え、 係の編制及び分掌事 図書第 陵墓

修課、陵墓課の三課体制はこの時に成立したものである。項は変化しなかった(昭和三十四年指令第七号)。現在に連なる図書課、編

墓課は、 調査室の五係二室に、 庶務係、公文書係、 正された。大きな変更は、 務を掲げることにする。 であるので、ここまでの整理も踏まえ、 修復について初めて単独の係として図書課に修補係が設置されたこと、 来と変化がない係もあるが、 その後、 日付で各課に調査室が置かれたことである。 陵墓管理係と陵墓調査室の一係一室となった。 細則は昭和三十九年九月二十一日の指令第九号をもって全部 出納係、 編修課は、 同年四月一日付で明治期以来行われていた資料の 図書館係、 全体的に大きな改正が行われた画期となる地点 実録編修室と皇室制度調査室の二室に、 煩をいとわずにすべての係の所掌事 修補係、第一図書調査室、第二図書 この改正によって、 分掌事項について従 図書課は 八月 陵

閲覧及び貸出し、 並びに公文書の保管、 を、 編集及び登録、 他の係・室に属さないことに関する事項を、公文書係は、 ②配属自動車の配車、 管理簿、 は の登録に係る記録の保管、③皇室用図書及び同資料 統譜の調製及び登録、 庶務係は、 出納係は、 国立国会図書館支部宮内庁図書館の図書について、 ⑨庁用物品の供用、 ①官印の管守、 ②公文書の調査及び研究、③公文書の目録作成に関する事項 ①皇統譜及びその登録に係る記録の保管、 ⑥函架の決定、 ④図書の閲覧、 ⑤陵籍墓籍の調製、 ③部内の連絡及び調整、 ⑩庁舎の営繕申立、⑪構内の取締り並びに衛生 ②文書の接受及び発送、 ⑦書庫内の整備に関する事項を、 貸出し及びその他の利用、 ⑥正倉院、 倒その他図書課の所掌事務で (以下、「図書」という) ⑦予算の経理、 ③人事及び給与、 ①受入、 ①公文書の受入れ ② 陵籍墓籍及びそ 整理及び保 ⑤公文書の 図書館係 4 皇

れた。 録及び索引の作成、 第一図書調査室は、 査室は、 の図書の修補及び製本、 ⑤解説、 ②目録及び索引の作成、 ⑥その他図書館の運営に関する事項を、修補係は、 歴史部門の図書について第一図書調査室と同じ事項を掌ることとさ 紹介及び出版並びに蔵書印の管守に関する事項を、 ③調査及び研究、 文学部門の図書について、 ②公文書の製本、③装丁及び表装に関する事項を、 ③閲覧及び貸出、 ④校本及び複本の作成並びに写真の撮 ① 収 集、 ④レファレンス、 整理及び登録、②目 ①図書及び図書館 ⑤蔵書印の 第二図書調

的調査に関する事項を所掌した。室制度及びその他皇室関係資料の調査及び研究、②庁務に必要な事項の歴史実録の編修、④皇統譜存徴の編修に関する事項を、皇室制度調査室は、①皇実録編修室は、①官印の管守、②文書の接受及び発送、③天皇及び皇族の

⑨陵墓祭、 革史の編集、 の調査及び考証、 他陵墓課の所掌事務で陵墓調査室に属さない事項を、陵墓調査室は、 理関係予算の資料の作成、 ④陵墓の管理、 る事項を掌った 陵墓管理係は、 ⑩陵墓の参拝、 ⑤陵墓参考資料の収集及び保管、 ⑤陵墓地、 ②陵籍及び墓籍の編修、 ①官印の管守、②文書の接受及び発送、 ⑦陵墓及び墓籍の副本の保管、 ⑪各陵墓監区事務所との連絡並びに調整、 附属建物、 立木竹、 ③陵墓歴の作成、 ⑥陵墓考証記録の保管に関す 工作物などの管理、 ③陵墓職員の服務 ⑧陵墓図の作成、 ④陵墓管理の沿 ⑥陵墓管 ① 陵 墓 ① そ の

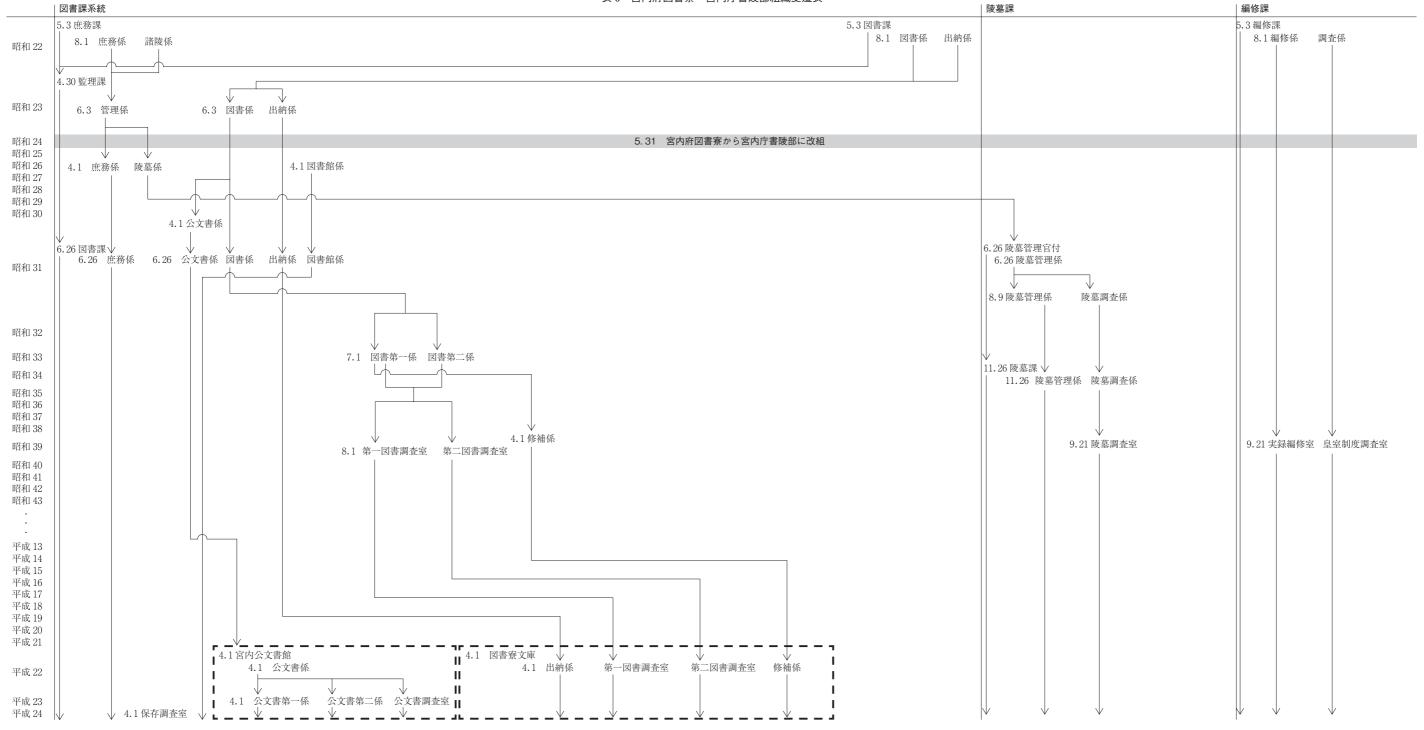
十二年(二〇一〇)までは同じ体制であった。時点から現在まで係・室の改廃は行われておらず、図書課においても平成二以後も事務分掌の内容については加除があるが、編修課・陵墓課ではこの

整えられた。 補、 これ以降も同五十九年四月一日に古文書の修補を掌る修補師長以下修補師長 陵墓の調査・研究のことを掌るとされた。さらに、昭和五十六年四月一日に 改正され、昭和三十九年五月二十一日、 訓令第八号)など研究職や技術者の集団である修補係に関する職制が次第に 書課に文書の調査・研究及び保管を掌る文書研究官が置かれる® は各課に首席研究官が置かれた 及び皇族の実録の編修並びに皇室制度の調査・研究のことを、 るとされた。続いて、 和三十九年訓令第七号)。図書調査官は、 に陵墓調査官が置かれた。 右の細則改正と前後して、 修補師が置かれの後 (昭和五十九年訓令第四号)、平成十七年五月一日に図 同四十一年四月一日、 (昭和四十一年訓令第四号)。 宮内庁職員職制 (昭和五十六年宮内秘発二三八号依命通知)。 図書課に図書調査官が置かれた 古文書の調査及び研究のことを掌 編修課に編修調査官が、 (昭和三十二年訓令第四号) 編修調査官は、 陵墓調査官は (平成十七年 天皇 昭 が

号)。 が、 る事項は修補係から公文書係へと移った(88) 文書製本のために要する職員の増員が認められたため、 た87 なったため、 籍規程の制定により、 これより後の昭和期の改正は、 (昭和四十四年指令第六号)。 陵墓調査室に陵墓参考資料の整理が追加された 昭和六十四年一 同年四月一日、 月一日、 陵籍及び墓籍の副本の保管を侍従職が所掌することと 陵墓管理係に皇室用考古品の管理に関する条項 陵墓管理係の所掌事務から当該事項が削除され 昭和五十一年四月一日には、公文書係に公 以下の通りである。 (昭和五十一年指令第三号)。 (昭和六十四年指令第一 昭和四十四 公文書の製本に関す 年、

さらに、組織の構成にいくつかの大きな変化があった。平成二十二年四月

表 6 宮内府図書寮・宮内庁書陵部組織変遷表



^{※1}書陵部図書課「例規録」、書陵部図書課「重要雑録」、書陵部陵墓課「例規録」(識別番号は煩雑となるため省略)、長官官房秘書課「指令録」(長官官房秘書課法規係保管)、『宮内庁要覧』、『宮内庁庁報』から作成。

^{※2} 本表は、宮内府図書寮並びに宮内庁書陵部の本部における組織の変遷を表したものであり、陵墓監区事務所・正倉院事務所の変遷については除外してある。

^{※3}表作成の都合により、各課・係の並びは必ずしも班列通りではない。班列については本文を参照されたい。

^{※4} 各課・係の横にある数字は、設置改廃の月日を示す。

れた。 掌が整理された びその登録に係る記録の保管に関する事項ついては庶務係に移管された。こ 寮文庫内に置かれることとなった。従来の事務分掌に対して、公文書係には 内公文書館内に、 の時の改正により、 公文書の保管と閲覧、貸出、その他の一般の利用に関する事項が加えられた。 旦 般の利用、③書庫内の整備に関することと規定され、皇統譜・陵籍墓籍及 出納係の所掌事務は、 宮内公文書館及び図書寮文庫を設置することに伴い、 (平成二十二年指令第二号)。図書課において公文書係が宮 出納係、 図書・公文書の一般利用について初めて細則に明文化さ 修補係、 ①図書の保管、 第一 図書調査室、 ②図書の閲覧、 第一 一図書調査室が図書 図書課の事務分 貸出、その他の

及び技術的な助言、 究及び研修、 調査室は、①特定歴史公文書等の保存及び利用に係る情報の収集、 行うこと、 係及び室に属しないことを、 者からの異議申立て、④その他宮内公文書館の所掌事務に関することで他の 関すること、②特定歴史公文書等の利用制限事由該当性の審査、 書係に代わって公文書第一係、 ⑤各部局が保有する歴史公文書等について文書管理者の依頼を受けて保存を 公文書等の受入れ、 に関することを所掌するとされた。平成二十二・二十三年の両度にわたる改 (平成二十三年指令第一号)。公文書第一係は、 次いで、平成二十三年四月一日にも細則に改正があり、 ⑥特定歴史公文書等の目録作成及び公表に関することを、公文書 ②各部局が保有する歴史公文書等の保存及び利用に係る専門的 編集及び保管、③製本、④貸出その他の利用に係る手続 ③展示その他の方法による特定歴史公文書等の利用促進 公文書第二係は、 公文書第二係、 ①書庫内の整備、 ①館務に係る計画及び報告に 公文書調査室が設置された(91) 宮内公文書館公文 ②特定歴史 ③利用請求 調査・研

> を室が設置された(平成二十四年指令第三号)。 直近では、平成二十四年四月一日に細則が改正され、図書課に「書陵部が正は、公文書等の管理に関する法律の公布・施行に対応したものであった。

存・公開体制も整備されてきている。ができる体制が整えられてきた。それと平行して、所蔵する資料の整理・保要な事業を継承しつつ、より専門的な業務に能率的・合理的に取り組むことの和三十年代からは、図書寮・書陵部において明治期から行われてきた主

おわりに

置から現在までの四期である。 宮内庁書陵部発足後の昭和二十七年まで、 九一四)以降の庶務・編修・図書三課体制期、 の庶務・記録 大きく時期区分できる。すなわち、 かる観点から概観すると、本稿の章構成のように図書寮・書陵部史を四期に ○一二)現在の書陵部に至るまでの官制・事務分掌の変遷を追ってきた。 本稿では、明治十七年(一八八四) ·図書·御系譜 (編修) I期:宮内省図書寮草創期から大正初期 の図書寮の設置から平成二十四年 四課体制期まで、 Ⅳ期:図書・編修・ Ⅲ期:宮内府図書寮設置から Ⅱ期:大正三年 陵墓三課の設 $\widehat{\underline{}}$ か

国博物館とは役割を区分し、図書寮では主に古文書、古典籍や尚蔵文書、公書寮にて所蔵・保管すべき資料についてもこの時期に選別され、正倉院や帝家」集団から徐々に組織としての体裁を整えつつある過程が看取できた。図 1期からは、国学者らが中心の御系譜編修を中心とした未成熟な「専門

や「帝室例規類纂」など「帝室記録」の編纂が行われたこともI期の特色で文書などの紙媒体の資料を保存・管理することとなった。また、「帝室日誌」

が整えられた。 関する受入(引継)・整理・修補・出納といった資料保存施設としての機能編修(編集)・刊行事業に伴う調査・研究が進められた。他方では、資料にこの三課体制が継続した。Ⅱ期には、皇統譜・実録の編修事業やさまざまな工期では、庶務・編修・図書三課の体制が確立された。戦前期については

Ⅲ期では、宮内省の廃止に伴って、一時期図書寮の業務・組織も簡素化された。しかしながら、所掌事務のうち、Ⅰ・Ⅱ期で培われた重要事項についた。さらに、諸陵寮の廃止により、陵墓に関する事項は図書寮・書陵部が所た。さらに、諸陵寮の廃止により、陵墓に関する事項は図書寮・書陵部が所た。さらに、諸陵寮の廃止により、陵墓に関する事項は図書寮・書陵部が所た。さらに、諸陵寮の廃止により、陵墓に関する事項は図書寮・書陵部が所書するところとなった。現在の書陵部が所掌する事項の大枠は、この時期には、宮内省の廃止に伴って、一時期図書寮の業務・組織も簡素化さ

□○公表・共有化が推進されてきた。
□○公表・共有化が推進されてきた。
□○公表・共有化が推進されてきた。
□○公表・共有化が推進されてきた。
□○公表・共有化が推進されてきた。
□○公表・共有化が推進されてきた。
□○公表・共有化が推進されてきた。
□○公表・共有化が推進されてきた。
□○公表・共有化が推進されてきた。

な職掌を引継ぎ、先人たちが蓄積してきた経験・知識を受け継ぎながらも、Ⅰ期からⅣ期までを通じてみると、現在の書陵部は図書寮時代からの主要

事業の幅を広げ、より合理的かつ高度な専門的業務を担うようになってきた

といえる。

られよう。この課題には、別の機会に応えることにしたい。されきた「例規録」、「重要雑録」、「図書録」、「公文録」などの公文書は現在されきた「例規録」、「重要雑録」、「図書録」、「公文録」などの公文書は現在されきた「例規録」、「重要雑録」、「図書録」、「公文録」などの公文書は現在以上のような官制・事務分掌の変遷のもと、図書寮・書陵部で作成・取得以上のような官制・事務分掌の変遷のもと、図書寮・書陵部で作成・取得

註

(1) 宮内省で作成・取得された公文書を豊富に利用した近年の歴史学の成果と(1) 宮内省で作成・取得された公文書を豊富に利用した近年の歴史学の成果との大野町の分析を通じて―」(『学習院大学史料館紀要』一八、二〇一二年)、刑部芳則の分析を通じて―」(『学習院大学史料館紀要』一八、二〇一二年)、刑部芳則のが大野の領域にもまたがるものに、堀口修『宮内省公文書館所蔵「授爵録」の分析を通じて―」(『学習院大学史料館紀要』一八、二〇一二年)、刑部芳則のが大学のでは、「日本ののでは、「日本のでは、「日

て、「その記録史料が含まれる記録史料群の発生母体である組織体や個人の機力で、「その存在の意味を理解すること」と論じた。第二段階の研究手順として、その存在の意味を理解すること」と論じた。第二段階の研究手続きが必る場合、これを科学的に認識するためには、二重の史料学的な研究手続きが必要であろう」とした上で、第一段階は「個々の記録史料を記録史料子れ自体の属性を理解するということ」、第二段階は「個々の記録史料を記録史料子れ自体の属性を理解するということ」、第二段階は「個々の記録史料を利用する場合、これを科学的に認識するためには、二重の史料学的な研究手続きが必要である。

いる。おいて(記録史料群の存在の意味を)明らかにする」ことの必要性を提示しておいて(記録史料群の存在の意味を)明らかにする」ことの必要性を提示して能、さらにはその組織体や個人の活動を規定する社会や国家の機能との関連に

- (3) 「図書寮史料」全一八冊(識別番号七一八三九~七一八五六)。なお、本資(3) 「図書寮史料」全一八冊(識別番号七一八三二~七一八三八)がある。「図書寮史料」については、末創一別番号七一八三二~七一八三八)がある。「図書寮史料」については、末創一別を中心に一」(『平成十三年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文』〈国門治期宮内省における「図書寮本」の運営形態 ―保存・利用活動に関する規料に基づいて、図書寮の沿革を叙述した「図書寮史料」全七冊(含附録一冊、識別番号七一八三九~七一八五六)。なお、本資
- ○〉、第七号文書)。第二章参照。 史編纂ニ関スル事項」とみえる(図書寮「例規録」大正三年〈識別番号二六九、大正三年八月に定められた掛規定では、庶務課登録掛の職掌の一つに「寮
- (図書寮史料」首巻上。
- □ F\。(三上昭美先生古稀記念論文集刊行会編・刊『近代日本の政治と社会』〈二○○(三上昭美先生古稀記念論文集刊行会編・刊『近代日本の政治と社会』〈二○○(6) 堀口修「近代宮内省官制の変遷について ―太政官制下を中心として―」
- (7) 小川省三「書陵部官制の変遷」(『書陵部紀要』一、一九五一年)。
- (8) 前掲註(3)「明治期宮内省における「図書寮本」の運営形態」。
- (9) 前掲註(1)『宮内省公文書類と図書に関する基礎的研究』の特に第一章。
- るなど戦前期を通じて呼び方は必ずしも一定していなかったものと思われる。う)」(図書寮「例規録」昭和十三年〈識別番号七七六九〉、第六号文書)とあ日付で図書寮御用掛猪熊信男が発した電信には「トシヨリヨウ(としょりょ寮」の発音について「ずしょりょう」とする例もあるが、昭和十三年二月十九段)『法令全書』明治十七年、太政官達第七二号。明治期に設置された「図書
- の太政官御系譜取調掛任命時に端を発する(「帝室例規類纂」明治三年・官職第二号文書。明治期以降の皇統調査は、明治三年閏十月の福羽美静・小河一敏11) 図書寮「例規録」明治十二~二十二年(識別番号二八六三)、明治十七年

総務課「例規録」二、明治十六年〈識別番号三七四一二〉、第四九号文書)。 (「公文録」明治十年・第六巻・明治十年十月八日に太政官修史館御系譜掛が宮内省へ移されてからである明治十年十月八日に太政官修史館御系譜掛が宮内省へ移されてからである明治十年十月八日に太政官修史館御系譜掛が宮内省へ移されてからである明治十年十月八日に太政官修史館御系譜掛が宮内省へ移されてからである明治十年十月八日に太政官修史館御系譜掛が宮内省へ移されてからである門〈識別番号二三三四四一六〉)。宮内省が、その業務を担うようになったのは、門〈識別番号二三三四四一六〉)。宮内省が、その業務を担うようになったのは、

- 時期に「庶務掛」と「庶務会計掛」の名称がみられる。(2) 「任罷録」明治十七年(「図書寮史料」一所収)。なお、「任罷録」中では同
- 誌』四六―一二、一九三〇年)参照。 理』二九―二、一九一七年)、沢田総清「邨岡良弼先生の事ども」(『國學院雑理』二九―二、一九一七年)、沢田総清「邨岡良弼先生の事ども」(『歴史地
- 編『井上毅傳』史料篇第四〈國學院大學図書館、一九七一年〉、九〇・九一頁)。61(4) 明治十八年九月二十八日付伊藤博文宛井上毅書簡(井上毅傳記編纂委員会)
- (15) 『法令全書』明治十九年、宮内省達第一号。
- (16) 『法令全書』明治二十二年、宮内省達第一〇号。
- (17) 図書寮「例規録」明治十二~二十二年、明治二十二年第三九号文書
- (18) 『官報』明治二十一年一月二十八日、宮内省達第二号
- (19) 『官報』明治二十二年五月十六日、宮内省達第六号。
- (20) 図書寮「例規録」明治十二~二十二年、明治十八年第三号文書
- (21) 「任罷録」明治十八年(「図書寮史料」一所収)。
- 博物館に関する事務も図書寮の所管とする案が提起されたが、実現には至らな(23) 昭和初期には、図書寮に御物課を置いて御物の保存管理を行い、合わせて

かった(調査課「官制改正」昭和三年〈識別番号九五〇八三〉)。

- 要』六二、二〇一一年)参照。 関する基礎的研究』所収〉)、相曽貴志「『帝室例規類纂』の編纂」(『書陵部紀二・五三、二〇〇六・二〇〇七年〈前掲註(1)『宮内省の公文書類と図書に二・五三、二〇〇六・二〇〇七年〈前掲註(1)『宮内省の公文書類と図書に入れらの事業については、堀口修「図書寮における「図書寮記録」、「帝室入社) これらの事業については、堀口修「図書寮における「図書寮記録」、「帝室
- 明である。 明である。
 の記載がなく、誰の権限で決定されたのか、実際に施行されたのかどうかも不の記載がなく、誰の権限で決定されたのか、草案の可能性がある。また、年月日し、本定規には朱書きで書き込みがあり、草案の可能性がある。また、年月日25) 図書寮「例規録」明治十二~二十二年、明治二十二年第五三号文書。ただ
- 治二十二年(「図書寮史料」七所収)。(26) 「先朝事蹟」巻一(識別番号七七五三八)の「総則」、「図書寮進退録」明
- 調査と『孝明天皇紀』編纂」(『史潮』六三、二〇〇八年)に詳しい。「先朝事蹟」と「先朝紀略」の編纂過程については、岩壁義光「宮内省の事蹟明治二十三~三十二年〈識別番号二四一八一〉、明治三十一年第六号文書)。(28)「先朝事蹟」は、明治三十一年末に追補一七冊が脱稿(図書寮「重要雑録」
- 23)『官報』明治四十年十一月一日、皇室令第三号。

- 第二五号文書。
 (31) 大臣官房調査課「訓令録」明治四十五~大正元年(識別番号一一七九)、
- (3) 図書寮「例規録」明治四十五~大正元年(識別番号二六八八)、第一○号(3) 図書寮「例規録」明治四十五~大正元年(識別番号二六八八)、第一○号
- (33) 図書寮「例規録」大正二年(識別番号二六八九)、第一号文書
- (34) 調査課「訓令録」大正三年(識別番号一一八一)、第三二号文書
- (5) 図書寮「例規録」大正三年、第七号文書。当時は、掛に関する編制は図書 頭へ報告することとされていた(図書寮「例規録」明治四十五~大正元年、第 頭へ報告することとされていた(図書寮「例規録」明治四十五~大正元年、関す の権限に属した。大正元年八月時点では、図書寮の各課内の専属事項に関す のという。
- (36) 図書寮「例規録」大正六~七年(識別番号二六九二)、大正六年第二号文
- (37) 調査課「訓令録」大正七年(識別番号一一八四)、第二号文書。

書。

- (38) 図書寮「例規録」大正六~七年、大正七年第二号文書
- 第三号文書他)。 あったことがわかる(図書寮「例規録」昭和二~十年〈識別番号一一六七四〉、のったことがわかる(図書寮「例規録」昭和二~十年〈識別番号一一六七四〉、
- (40) 『官報』大正十年十月七日、皇室令第七号。
- (4) 調查課「訓令録」大正十~十一年(識別番号一一八七)、第九号文書。
- (42) 調査課「訓令録」大正十五~昭和元年(識別番号六五五六)、第四号文書。
- (43) 『官報』号外、皇室令第六号。ただし、編修官は全員(五名)が「委員」
- 年〈識別番号二四一八六〉、大正十五年第一号文書)。となり皇統譜の調製に当たった(図書寮「重要雑録」明治二十八~昭和二十六
- 一号文書。

「例規録」大正十一~十五年(識別番号二六九五)、大正十五年第

44

図書寮

(4) 図書寮「例規録」大正十一~十五年、大正十四年第一二号文書

- (46) 図書寮「例規録」大正十一~十五年、大正十五年第一一号文書
- (47) 図書寮「例規録」大正十一~十五年、大正十五年第三·三一号文書。
- (48) 図書寮「例規録」大正十一~十五年、大正十五年第一九号文書
- (4) 調査課「指令録」大正十四~昭和元年(識別番号一二〇一)、大正十五年

号文書

- 第三号文書)。 られている(図書寮「例規録」大正九~十年〈識別番号二六九四〉、大正十年(5) 傭人のうち、修補工と装釘工の呼称の別は、正式には大正十年十月に定め
- (5) 調査課「訓令録」昭和二年(識別番号六五五七)、第六号文書。
- (52) 調査課「省令録」昭和二年(識別番号一一四一)、第一○・一一号文書。
- (53) 図書寮「例規録」昭和二年(識別番号二六九六)、第九号文書。
- (5) 図書寮「例規録」昭和四年(識別番号二六九八)、第三号文書
- 図書寮「例規録」昭和十一年(識別番号七四五七)、第一二号文書。(56)図書寮「例規録」昭和九~十年(識別番号七三九五)、第九号文書。(56)
- (57) 調查課「訓令録」昭和二十一年(識別番号八二八五)、第六号文書。
- 二〇〇七年)。 宮内庁書陵部編修課編『展示目録 宮内省の編纂事業』(宮内庁書陵部、
- 文書研究』六八・六九、二〇一〇年)他。 二〇〇八・二〇〇九年)、同「「大正天皇実録」の編修について」一・二(『古に編纂長三上参次の時期を中心として―」上・下(『大倉山論集』五四・五五、要』三四、一九八二年)、堀口修「「公刊明治天皇御紀」の編修について ―特8) 吉岡眞之「明治・大正期 宮内省における六国史校訂事業」(『書陵部紀

- (61) 書陵部図書課「例規録」昭和二十二~二十三年(識別番号一二三八五)、(61) 書陵部図書課「例規録」昭和二十二~二十三年(識別番号一二三八五)、
- 書)。(書陵部図書課「重要雑録」昭和三十年〈識別番号二四一九九〉、第二九号文(書陵部図書課「重要雑録」昭和三十年||、識別番号二四一九九〉、第二九号文(22) 正倉院事務所は、昭和三十年訓令第六号にて正式に設置が定められている
- (63) 書陵部図書課「例規録」昭和二十二~二十三年、第八号文書。

64

第一

- (66) 書陵部図書課「例規録」昭和二十二~二十三年、第一四号文書
- (66) 書陵部図書課「例規録」昭和二十二~二十三年、第一五号文書
- (67) 書陵部図書課「例規録」一、昭和二十四年(識別番号一二三八六—一)、
- 第二九号文書。
- (68) 書陵部図書課「例規録」昭和二十二~二十三年、第二七号文書
- (6) 書陵部図書課「例規録」昭和二十二~二十三年、第三一号文書。
- (70) 長官官房秘書課「指令録」昭和二十二~二十九年。
- 第一四号文書。
 (71) 書陵部図書課「例規録」一、昭和二十六年(識別番号一二三八八—一)、
- 書寮の性質としてその保存してゐる書籍の全部を一般に公開するといふことは を推進する中で、展覧会と合わせて『図書寮典籍解題』文学・続文学・歴史・ なお、展覧会は戦前期にも昭和三年の図書寮新庁舎落成の際などに催されてい なお、展覧会は戦前期にも昭和三年の図書寮新庁舎落成の際などに催されてい なお、展覧会は戦前期にも昭和三年(識別番号乙三四三)他参照。また、資 る。図書寮「展覧会録」一、昭和三年(識別番号乙三四三)他参照。また、資 る。図書寮「展覧会録」一、昭和三年(識別番号乙三四三)他参照。また、資 かに公開されることになろう」と述べていることは注目に値する。杉は、「図 かに公開されることになろう」と述べていることは注目に値する。杉は、「図 かに公開されることになろう」と述べていることは注目に値する。杉は、「図 かに公開されることになろう」と述べていることは注目に値する。杉は、「図 書寮の性質としてその保存してゐる書籍の全部を一般に公開するといふことは 書寮の性質としてその保存してゐる書籍の全部を一般に公開するといふことは

- (前後略) をに適するものがあらうかと思はれるのである。 (前後略) をの業績中には、公表して学界及び関係諸方面の参考に供し、批判を仰 をいってある(中略)(書陵部における)調査研究は大概事務的必要に でいるのであり、性質上公表すべきものでない場合も多いのであるが、 といってある(中略)(書陵部における)調査研究は大概事務的必要に でいるのであるが、 でい適するものがあらうかと思はれるのである。 といってあるが、 でいるのでない場合も多いのであるが、 でいるのでない場合も多いのであるが、 といってあるが、 でいるのであるが、 でいるのであるが、 といってある。
- (75) 長官官房秘書課「指令録」昭和三十一~三十六年。
- —五)。(76) 書陵部図書課「例規録」昭和三十一年、第一号文書(識別番号一二三八九(76) 書陵部図書課「例規録」昭和三十一年、第一号文書(識別番号一二三八九
- (77)~(80) 長官官房秘書課「指令録」昭和三十一~三十六年。
- 5) 長官官房秘書課「指令録」昭和三十七~四十一年。
- (82) 長官官房秘書課「訓令録」昭和三十九・四十年。
- (83) 長官官房秘書課「訓令録」昭和四十一年。
- (8) 長官官房秘書課「内規録」昭和五十五~平成元年。
- れる前には、古文書修補主査・専門官といった職が置かれていた。8) 長官官房秘書課「訓令録」昭和五十二~五十九年。なお、修補師長が置か
- (86) 長官官房秘書課「訓令録」平成十六~十九年。
- 5) 長官官房秘書課「指令録」昭和四十二~四十四年。
-) 長官官房秘書課「指令録」昭和四十五~五十一年。

- (8) 長官官房秘書課「指令録」昭和五十二~平成元年
- (90)・(91) 長官官房秘書課「指令録」平成二十一・二十二年度。
- 書館について」(『書陵部紀要』六三、二〇一二年)参照。(2) 宮内公文書館の設置の経緯については、石原秀樹(図書課長)「宮内公文
- (93) 長官官房秘書課「内部規定」平成二十三年度。

(附記) 本稿執筆の過程で、戦後に出納係長を長く務めた故大窪太朗氏が作成した図書寮庁舎の変遷に関する覚書を中村一紀氏にご提供いただいた。本稿ではた図書寮庁舎の変遷に関する覚書を中村一紀氏にご提供いただいた。本稿ではて感謝申しあげたい。

(図書課宮内公文書館公文書調査室)